6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
内山淳
福岡県久留米市田主丸町地徳2164―1
鹿毛哲郎
福岡県久留米市大橋町常持894番地
古賀尚樹
福岡県久留米市田主丸町船越995―1
赤司浩一
福岡県久留米市草野町吉木1479―2
二又朋則
福岡県久留米市田主丸町牧1210
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第25491号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Photinia Lindl.
4　登録品種の名称　青葉（あおば）カナメ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
内山淳
福岡県久留米市田主丸町地徳2164―1
鹿毛哲郎
福岡県久留米市大橋町常持894番地
古賀尚樹
福岡県久留米市田主丸町船越995―1
赤司浩一
福岡県久留米市草野町吉木1479―2
二又朋則
福岡県久留米市田主丸町牧1210
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第25492号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Polyscias fruticosa (L.) Harms
4　登録品種の名称　スターシャ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
島袋勤
沖縄県うるま市字兼箇段194番地
7　出願公表の年月日　平成24年５月29日

1　品種登録の番号　第25493号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prostanthera Labill.
4　登録品種の名称　ミラクルスター
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
太田茂幸
愛知県豊川市伊奈町北村42
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日

1　品種登録の番号　第25494号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus L.
4　登録品種の名称　仁科春果（にしなはるか）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
石井重久
静岡県富士市北松野767番地３
国立研究開発法人理化学研究所
埼玉県和光市広沢２番１号
7　出願公表の年月日　平成24年12月21日

1　品種登録の番号　第25495号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera610
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第25496号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Stemona japonica (Blume) Miq.
4　登録品種の名称　ササナーシソ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社笹岡花卉農園
高知県須崎市下分甲1308番地
7　出願公表の年月日　平成24年９月12日

1　品種登録の番号　第25497号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Stemona japonica (Blume) Miq.
4　登録品種の名称　ササドゥライ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社笹岡花卉農園
高知県須崎市下分甲1308番地
7　出願公表の年月日　平成26年８月28日

1　品種登録の番号　第25498号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zingiber officinale Roscoe
4　登録品種の名称　土佐赤香（とさせっこう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社坂田信夫商店
高知県香美市土佐山田町宝町４―91―４
7　出願公表の年月日　平成26年10月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市岩坪字有二谷ノ上一一三三、字寺ノ谷原一一五二、一一二奥椀一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大阪府箕面市下止々呂美五八三、九六三、九六四の一、九六五、九六七の一、七四、一〇九六六、一〇九六七、一〇九六八、一〇九六九、一〇九七〇、一〇九七一、一〇九七二、一〇九七三、一〇九七四、一〇九七五、一〇九七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び箕面市役所に備え置いて縦覧に供する。）